

国際・国内動向

——全労連・国際シンポジウム＝雇用保障と労働組合の役割

多国籍企業のグローバリゼーションに 対抗する戦線の構築を

藤 吉 信 博

全労連は、「国際シンポジウム＝雇用保障と労働組合の役割」を、2000年10月30日から11月1日までの3日間、神奈川県箱根湯本で開いた。このシンポジウムは、全労連創立10周年記念行事の最後を飾るにふさわしい内容となったといえよう。

すでにシンポジウムの記録集が『月刊全労連』（2001年3月特大号、No. 50、定価500円）で発売されているので、詳しくは記録集を参照していただきたい。これは、筆者の関心からの私的感想である。

1. 前2回の国際シンポを土台に

全労連は、国際シンポジウムを過去2回行っている。今回が3回目にあたる。各シンポジウムは、それぞれの情勢にふさわしい特徴をもっている。

第1回目は、1991年の「国際シンポジウム＝日本の労使関係と労働組合の権利」である。このシンポジウムの特徴は、トヨタに代表される日本の生産システム（JIT）が国際的にどのような影響を与えているかを各国の労資関係・労務管理との比較で分析し、各国における闘争の違いが労資関係・労務管理の違いと同時に、国際的な共通の闘争基盤を拡大していることを、経験交流を通じて鮮明にした点にあった。

第2回目は、1994年の「アジア・太平洋労働組合シンポジウム＝労働者の権利、人権と多国籍企業の民主的規制」である。このシンポジウムの特徴は、アメリカを中軸とする多国籍企業の国際展開が、本国と進出先における労働者・

人民に与える影響を分析し、本国と進出先国の労働者・人民の権利や人権を擁護する上で、各国における独占資本・多国籍企業に対する闘争を土台に、多国籍企業の民主的規制の必要が確認された点にあった。

今回のシンポジウムの特徴は、前2回の成果の上に立って、グローバル化する国際的独占体・多国籍企業が世界規模で展開する産業再編、リストラ攻撃とたたいて、各国で労働組合がどのように雇用を守る課題に取り組んでいるのかというきわめて実践的で、焦眉のテーマに挑戦した点にある。

2. 全労連の問題提起

小林洋二全労連議長は、「主催者あいさつ」で、①「雇用・労働時間短縮に関するILO条約をすべて批准し、国内で実行させること」、②「労働者の人権、いのち、母性を守るなど、働くルールを確立する労働法制の整備を図ること」、③「労働時間を短縮して雇用を拡大し、解雇規制の立法措置をとること」の3点を、「雇用を守る国際連帯の三つの最小限目標」として提案した。

坂内三夫全労連事務局長は、「討論のための問題提起」で、「多国籍企業をはじめとした巨大独占資本は、グローバリゼーションのもとでの国際競争力強化を口実に、国境を越えた企業合併や買収、資本移動、産業再編を強めながら、労働者・労働組合の権利に襲いかかっている。いまこそ私たち労働組合が、国際的連帯をいっそう強化し、世界的な共同のたたかいを広げることが切実に求められているのではないか。今回、

国際・国内動向

『雇用保障と労働組合の課題』をテーマに、国際シンポジウムを開催する動機はここにある」と強調し、シンポジウムで深めあう課題として、①「各国における雇用・失業をめぐる情勢と労働者状態について交流すること」、②「各国におけるたたかいの現状、到達点と課題について交流を深めること」、③「その交流を通じて雇用不安と失業をなくし、労働者・労働組合の権利確立をめざす国際連帯と共同の可能性を探索」することを提起した。

坂内氏は、「経済のグローバル化と労働者の状態」、「新たな発展、国境を越えた連帯の前進」についてそれぞれ簡潔に分析した上で、「討論のためのいくつかの視点」として、①「労働組合が自国のたたかいは土台にしつつも、国際連帯をいっそう強化すること」、②「多国籍企業の活動を民主的に規制する」ための「国際的な『行動規範』を確立するたたかい」、③「IMFの民主的改革、ODA政策の転換、WTO協定の見直しを求める国際連帯を強化すること」、④「各産業、各地域、各課題毎にも国際連帯の具体化と発展の方向を探索すること」の4点を提起した。

3. 海外代表の報告

各国の報告はいずれも、これら全労連の提起にかみ合ったものであり、実り多い討論となった。こうした角度から、筆者の関心を中心に海外代表の発言を簡潔に紹介する。

オーストラリア CFMEU

オーストラリアのCFMEU（建設・林野・鉱山・エネルギー労組）のトム・ロバーツ氏は、建設業労働者が派遣会社を通じて産業に参入するという不安定な労資関係の中で、20年余のたたかいの成果として、複数の使用者のもとで勤務した場合でも、勤続年数を通算することによってリフレッシュ有給休暇を認めさせる制度や失業した場合の生活を支えるために全国余剰人員基金を使用者の拠出で創設したたたかいなどを報告し、グローバル化した多国籍企業との闘争にとって、国際連帯活動の最も新しい戦線に情報技術を活用した交流・連帯活動があるという問題を提起した。

CFMEUのアンドリュー・ファーガソン氏は、労災で殺された韓国の移民労働者の未亡人を韓国まで尋ねて行き、労災補償がされていなかったことを突き止め、オーストラリアの下請け企業と交渉し、3つの会社から2万ドルずつ未亡人に支払わせたなど、不法就労を含む不安定労働者の権利を擁護するたたかいの成果を報告し、世界の労働組合と協力して、労働者を守る法律、労働条件を引き下げる大企業とたたかう重要性を強調した。この報告は、ロバーツ氏の問題提起を実践的に裏付けている。

インド CITU

インドのCITU（インド労働組合センター）カルナタカ州委員会書記長のVJK・ネア氏は、国営保険部門の外国資本への開放に典型的に示されているIMFやWTOなど国際的な金融機関による民営化・自由化政策の押しつけと結びついた支配層の搾取と収奪強化が、労働者・農民・国民の生活と権利に破壊的な影響を与えていると批判し、労働者・農民・国民は91年以降数次にわたるゼネラルストライキで抗議行動を展開しており、CITUはその先頭に立っているが、闘争をより成果あるものにするため「国民の対案」を計画中であり、そのためにも国際連帯が重要であると強調した。

インドネシア SBSI

インドネシアのSBSI（インドネシア福祉労組）副議長のレクソン・シラバン氏は、開発独裁政権に長期間支配されてきたインドネシア経済は、外国投資・開国経営に支配されており、新政権の下でもこのことは改善されておらず、労働力の半分以上が失業・半失業状態にあると告発し、SBSIは現役労働者の組織化と労働条件の改善にとどまらず、失業者を含むすべての労働者に責任を持つ方針を2000年4月の大会で決定したと報告した。雇用保障と所得保障の取り組みを重視した成果の一つに、雇用保障を強化する新労働法を承認させたことであると述べた。注目すべきは、SBSIが社会労働法改革のための提案（草案）を練り上げるためにイニシアティブを発揮し、ALNI（国際金融機関のためのアジア労働ネットワーク）の活動を重視していることであ

る。これらの活動と結び付けて、低労働コストと劣悪な労働条件に基づく競争を回避するための労働組合の国際的共通の拡大を呼びかけた。

韓国労総

韓国のFKTU（韓国労総）組織特別委員会副責任者のカン・フン・ジョン（姜訓中）氏は、97年末の金融・経済危機が労働者・国民生活に深刻な影響を与えているとして、雇用保障・社会保障の整備・充実のため政府が財源支援をする必要性を強調し、労働条件改善のため、韓国労総は非正規従業員の組織化を重視し、2000年前半で140万人を増やしたと報告した。また、要求実現のために、2つのナショナルセンター統一に努力中しており、リストラ攻撃に反対する共同が2つのナショナルセンター間の協力の新たな発展を示していると述べた。

アメリカ UE

アメリカのUE（アメリカ電気・ラジオ・機械労組）組織局長のボブ・キングスレー氏は、アメリカでは99年には4人に1人の労働者が貧困ラインの賃金しか受取っておらず、この生活水準の低下を穴埋めするため、第2次大戦以後最長の労働時間、20年前より丸1ヵ月、日本よりも100時間多く働かされていると批判した。国内の産業空洞化が脱組合化をもたらし、30年前3人に1人が組合に加入していたが、今日では7人に1人の加入へと低下し、アメリカの労働者は普遍的人権の規範とされている団結権、団体交渉権、ストライキ権が奪われていると告発した。これらのことは、アメリカの独占大企業を中心とする多国籍企業が、利潤拡大めざして、各国・各地域で最低の賃金・労働条件で労働者同士を競わせているもので起きていることであり、雇用保障のためのさまざまな国際的共通・連帯が必要であることを強調した。

4. 研究と深めるべき論点

坂内氏は、最終発言で以下の5点の具体化を提起した。

①シンポジウムに参加した労働組合がILO第

158号条約「使用者の発意による雇用の終了に関する条約」の批准と、それにもとづく国内法の整備を自国政府に働きかける、②全労連は各国の賃金破壊の実態調査を行う、③全労連は日本の大企業・多国籍企業の国内外での横暴を世界に告発する、④全労連はパート・派遣など不安定雇用労働者の組織化で各国の経験交流を行う、⑤上記の課題で、さまざまなレベルで国際交流を積極的に進める、という内容である。

坂内氏は、これらの課題は全労連が昨年7月の第19回提定期大会に提案した『「21世紀初頭の」目標と展望案」、ならびに94年アジア・太平洋労働組合シンポジウムに提案した「アジア・太平洋労働組合憲章」（仮称）を具体化する活動の一環でもあると強調した。

今回の国際シンポジウムに参加して実感するのは、労働条件の各国における差異はあるものの、労働者・国民が置かれている状態の共通性である。困難ななかにも21世紀を展望した闘争の着実な前進に対する確信が各国の報告に示されている。

2000年後半に荒れ狂ったアメリカ巨大企業を機軸にした多国籍企業の利益最優先政策、いわゆるグローバリゼーション、市場万能主義、規制緩和・撤廃路線に対する各国労働者・国民のたたかいが、21世紀を前にした世紀末に各国でさまざまな形態で盛り上がり、21世紀を迎えている。UNRISD（国連社会開発研究所）が、2000年6月に『見える手——社会発展に責任を負う——』と題する報告書が、独占大企業・多国籍企業に対して企業の社会的責任を要求するのも、WTOの会議開催地で展開されている独占大企業・多国籍企業に対する各国人民の国際共同行動にもみられるような、各国におけるそうした闘争を反映しているといえよう。

各国の発言で提示されている資料をも検討しながら、今回のシンポジウムの貢献を掘り下げて分析することが求められているといえよう。

（ふじよし のぶひろ・理事）